



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月7日金曜日 第397号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 508

## 告 示

落札者等の告示.....（広報広聴課）... 510

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）... 510

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（"）... 511

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 512

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 512

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（"）... 512

解除予定保安林.....（森林整備課）... 512

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）... 513

落札者等の告示.....（会計課）... 513

道路の供用開始（県道今治丹原線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 513

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 513

道路の供用開始（県道猪伏西谷線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 513

土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 513

土地改良区連合役員の就退任の届出.....（"）... 514

土地改良区の定款変更の認可.....（"）... 514

土地改良区連合の定款変更の認可.....（"）... 514

道路の供用開始（県道無月宇和島線）.....（南予地方局管理課）... 514

落札者等の告示（2件）.....（高校教育課）... 515

## 公 告

ファイバーレーザー切断機の購入.....（会計課）... 515

普通旋盤の購入.....（"）... 516

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 517

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第27号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条の2関係） 1 省略 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	別表第1（第2条の2関係） 1 省略 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (1)~(4) 省略
- (5) 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- (6)~(13) 省略
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1)・(2) 省略
  - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
  - (4)・(5) 省略
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1)・(2) 省略
  - (3) すず、鋳物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
  - (4)~(9) 省略
- 5・6 省略
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (2) ベータ ナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (3) 4 アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (4) 4 ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (5)~(7) 省略
  - (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
  - (9) 省略
  - (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
  - (11) 3・3 ジクロロ 4・4 ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (12) 省略
  - (13) 省略
  - (14) 省略
  - (15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
  - (16) 省略
  - (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8~10 省略

- (1)~(4) 省略
- (5) 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かじょう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- (6)~(13) 省略
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1)・(2) 省略
  - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
  - (4)・(5) 省略
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1)・(2) 省略
  - (3) すず、鋳物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
  - (4)~(9) 省略
- 5・6 省略
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - (2) ベータ ナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - (3) 四 アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - (4) 四 ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - (5)~(7) 省略
  - (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
  - (9) 省略
  - (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
  - (11) 省略
  - (12) 省略
  - (13) 省略
  - (14) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ
  - (15) 省略
  - (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8~10 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第406号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部 政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年3月28日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	9,02円 (一部当たり)	一般競争入札	令和5年2月14日

○愛媛県告示第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フジ今治店	今治市小泉四丁目5番1号 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普 有限会社ギターズ 今治市高橋甲539-1 代表取締役 海野尾 順二	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和5年11月23日	令和5年3月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ今治店	今治市小泉四丁目5番1号 外	駐車場の位置及び収容台数	252台	88台	令和5年11月24日	令和5年3月23日
		駐輪場の位置及び収容台数	170台	111台		
		荷さばき施設の位置及び面積	227平方メートル	289平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	103立方メートル	46 2立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後11時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	駐車場1 午前8時45分から午後11時30分まで 駐車場2 午前8時45分から午後10時まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	9箇所	6箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	荷さばき施設1・2 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設3・4 午後11時30分から午前8時45分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社松山三越 ほか22者	株式会社松山三越 ほか23者	令和4年10月22日 ほか	令和5年3月24日

○愛媛県告示第410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス北土居店

松山市北土居三丁目451 - 1、451 - 10

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 横山 英昭

(4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年11月25日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,364.93平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
54台
- イ 駐輪場の収容台数  
7台
- ウ 荷さばき施設の面積  
27平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日  
令和5年3月24日

3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第411号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新居浜市	萩生河之北の一部	平成24年度から平成25年度まで	新居浜市（萩生河之北の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日  
令和5年4月7日

○愛媛県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市三秋、大平、中村、本郡、森地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・三秋大池地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年4月10日から5月10日まで
- 3 縦覧場所  
伊予市役所本庁

○愛媛県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、松山市浅海原及び浅海本谷地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・浅海地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年4月10日から5月10日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第414号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町深浦184（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第415号  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、広見都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第416号

次のとおり落札者を決定した。  
令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油(免税・JIS K2204 2号) 1リットル当たりの単価	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年3月22日	藤村石油株式会社 愛媛県松山市中央一丁目2番23号	110.55円	一般競争入札	令和5年1月31日

○愛媛県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市朝倉下甲1204番4から 同市朝倉下甲489番3まで	令和5年4月7日

○愛媛県告示第418号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
令和5年4月7日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建(開)第50号 令和5年3月30日	伊予郡松前町大字永田字七反地176番1	東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワン

○愛媛県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和5年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9191番から 同町西谷字猪伏9195番地先まで	令和5年4月7日

○愛媛県告示第420号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
令和5年4月7日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	西村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	氏原 邦弘	宇和島市高串2番耕地2205番地
"	森 博文	宇和島市高串2番耕地1357番地
"	河野 春吉	宇和島市光満甲98番地3
"	末光 亨	宇和島市柿原甲1732番地6
"	岡田 健一	宇和島市藤江1337番地
"	上田 和人	宇和島市大浦甲628番地
"	緒賀 篤幸	宇和島市大浦甲636番地
"	次屋 辰生	宇和島市宮下甲863番地
"	三浦 美武	宇和島市坂下津甲106番地3
"	西山 岩太郎	宇和島市石応1342番地1
"	山下 茂雄	宇和島市白浜272番地1
"	土居 春俊	宇和島市三浦東2670番地
"	山本 力行	宇和島市三浦西1314番地2
"	松 廣太	宇和島市大浦甲2179番地5
"	横田 喜代和	宇和島市蛤338番地
"	玉田 光彦	宇和島市本町追手1丁目3番18号サンシャインハイツ406
"	石崎 大樹	宇和島市下波1351番地2
監事	笹岡 重昭	宇和島市和霊町1241番地
"	大濱 勇吉	宇和島市白浜217番地1
"	濱田 義比古	宇和島市下波2298番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	西村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	氏原 邦弘	宇和島市高串2番耕地2205番地
"	市川 逸男	宇和島市光満甲1079番地
"	岡田 時男	宇和島市高串3番耕地667番地
"	梅崎 康文	宇和島市大浦甲1874番地1
"	上田 和人	宇和島市大浦甲628番地
"	山本 善一	宇和島市大浦甲2218番地
"	次屋 辰生	宇和島市宮下甲863番地
"	鎌田 吉太郎	宇和島市本九島1882番地1
"	三浦 美武	宇和島市坂下津甲106番地3

"	西山 岩太郎	宇和島市石応1342番地1
"	山下 茂雄	宇和島市白浜272番地1
"	土居 春俊	宇和島市三浦東2670番地
"	山本 力行	宇和島市三浦西1314番地2
"	宮本 清孝	宇和島市柿原647番地
"	森田 立夫	宇和島市藤江1362番地
"	玉田 光彦	宇和島市本町追手1丁目3番18号サンシャインハイツ406
"	石崎 大樹	宇和島市下波1351番地2
監事	笹岡 重昭	宇和島市和霊町1241番地
"	大濱 勇吉	宇和島市白浜217番地1
"	武川 豊茂	宇和島市蛤330番地

○愛媛県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用waters土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月7日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高田 博行	宇和島市吉田町法花津7番耕地412番地17

○愛媛県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三間土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年4月7日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

○愛媛県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、南予用waters土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和5年4月7日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

○愛媛県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲108番1地先から 同市坂下津甲新19番13まで	令和5年4月10日

○愛媛県告示第425号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る委託業務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務 一式	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年3月29日	NTTビジネスソリューションズ株式会社 愛媛ビジネス営業部 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	3,972,100円 (月額)	総合評価 一般競争入札	令和5年2月17日

○愛媛県告示第426号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る委託業務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立学校グループウェア構築及び運用・保守業務 一式	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年3月29日	扶桑電通株式会社 松山営業所 愛媛県松山市永代町13番地	860,200円 (月額)	総合評価 一般競争入札	令和5年2月17日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ファイバーレーザー切断機の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
ファイバーレーザー切断機 一式  
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。
- (4) 納入期限  
令和6年3月29日(金)
- (5) 納入場所  
愛媛県立今治工業高等学校第7教棟1階機械加工実習室
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話(089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限  
令和5年5月16日(火)午前9時から同月17日(水)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和5年5月17日(水)午前10時00分  
愛媛県庁本館1階会議室(都合により変更する場合あり。)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。



## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和5年5月10日（水）午後5時

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

## ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

## イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: one unit of fiber laser cutting machine

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 17 May 2023

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年4月7日

愛媛県知事 中村 時広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

普通旋盤の購入

## (2) 購入物品名及び数量

普通旋盤 10式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

## (4) 納入期限

令和6年3月29日（金）

## (5) 納入場所

愛媛県立今治工業高等学校第7教棟1階機械加工実習室

## (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

(2) 入札書の受領期限

令和5年5月16日（火）午前9時から同月17日（水）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年5月17日（水）午前10時00分

愛媛県庁本館1階会議室（都合により変更する場合あり。）

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和5年5月10日（水）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: ten units of general purpose normal lathe
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 17 May 2023
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年4月7日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,127,440
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,549
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,930

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,856	14,286
南宇和郡	17,547	5,849
松山市・上浮穴郡	431,560	138,594
今治市・越智郡	133,904	44,635
宇和島市・北宇和郡	72,653	24,218
八幡浜市・西宇和郡	34,839	11,613
新居浜市	97,025	32,342
西条市	88,853	29,618
大洲市・喜多郡	48,199	16,067
伊予市	30,406	10,136
四国中央市	70,990	23,664
西予市	30,565	10,189
東温市	28,043	9,348